

1 平成23年度の主な経緯等

- ◆ 平成23年3月 東日本大震災の影響により福島第一原発事故発生
 - ◆ 平成23年5月 下水汚泥焼却灰から 13,200 ベクレル/kgの放射性物質を検出(最大値)
 - ◆ 平成23年7月 ごみ焼却灰(ばいじん)から 2,530 ベクレル/kgの放射性物質を検出
- 【参考】
現在の濃度推移
 ・下水汚泥焼却灰 1,000~2,000 ベクレル/kg
 ・ごみ焼却灰(ばいじん) 300~700 ベクレル/kg
- ⇒ 平成25年4月以降の濃度
現状レベル以下で推移の見込み

【ごみ焼却灰(ばいじん)・下水汚泥焼却灰】
 ○水面埋立の基準が示されていない
 ○下水汚泥焼却灰のセメント再利用が困難となる

一時保管場所を整備し
 一時保管を開始
 (浮島第1期埋立地)

- ◆ 平成23年9月 東日本大震災対策本部『放射性物質対策検討特別部会』設置
 下水汚泥焼却灰等の安全な処分に向けた検討開始
 ※平成23年度は8回開催
- ◆ 平成24年3月27日
 『第11回 東日本大震災対策本部会議』【処分に向けた検討の方向性について確認】

今後の検討の
 基本的考え方

再利用による保管場所の延命化を図りながら、処分の
 具体化を目指す

安全な再利用

【下水汚泥焼却灰】

- ◆ 下水焼却灰の放射性物質濃度が低下
- ◆ 一定条件のもと、セメント業者による受け入れが可能

下水焼却灰の一部の再利用
 を図るための具体策を検討

安全な処分

【下水汚泥焼却灰,ごみ焼却灰(ばいじん)】

- ◆ 処分にあたっては、放射性物質の溶出抑制により、安全性の向上を図る

安全性や確実性を高めるため、放射性物質の影響を低減するための対策等、市としてできる更なる努力や工夫の具体策について検討

- ◆ 平成24年3月30日【環境省廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通知】
 『特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分を行う水面埋立地の指定について』
 ○本市においては、下水汚泥焼却灰が「特定産業廃棄物」に該当
 ⇒水面埋立をする場合には国の指定が必要
 ○残余水面部の内水の放射性セシウム濃度が基準値以下であることなど。

◇水面埋立の指定要件

$$\frac{^{134}\text{Cs}(\text{Bq/L})}{60(\text{Bq/L})} + \frac{^{137}\text{Cs}(\text{Bq/L})}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$$

国の内水基準として

の目安値
75Bq/L

2 平成24年度の主な取組等

- ◆放射性物質対策検討特別部会における検討(これまでに4回開催)

「安全な再利用・安全な処分」という基本的な考えや焼却灰の特性を踏まえ、客観的、科学的検証に基づく安全性の確認と費用対効果、適時、適切な処分方法(再利用)の検討及びその具体化を図る

【処分にあたっての前提】

- ◎海(海水,海底)の安全を維持
 - ・近隣の人工海浜等への配慮
 - ・セシウム溶出抑制対策の検討

◎専門的知見

- ・有識者委員会での評価・確認
- ・国立環境研究所との共同研究
- ◎国、他都市の動向など

方向性
 の検討

主な検討経過

| | |
|---------------------|--------------------|
| 焼却灰の特性、放射性物質の溶出抑制対策 | 保管灰と新規発生灰の放射能濃度の差異 |
| 処分場の内水等の放射能濃度管理方法 | 焼却灰の処分場内での安定化対策 |
| 一時保管場所での保管継続の可能性 | 下水汚泥焼却灰の再利用再開の可能性 |

有識者委員会の
 評価・確認

- ・ごみ焼却灰(ばいじん)のゼオライト処理の妥当性
 - ・下水汚泥焼却灰の水中での安定化対策の妥当性
 - ・モニタリング計画の妥当性
- など

方向性
 の確認

対応の方向性

- 1 管理型埋立地の内水濃度については、10ベクレル/Lを本市の管理目標値として設定する。
- 2 平成25年4月以降に新たに発生するごみ焼却灰(ばいじん)については、専門的知見に基づく管理型埋立地の安全対策を施した上で、平成25年4月から試験的に水面埋立を実施する方向で取組を進める。
- 3 新たに発生する下水汚泥焼却灰は、有識者委員会において、安全対策に係る追加検討事項について確認した後、試験的に水面埋立を実施する方向で取組を進める。
- 4 保管灰(平成25年3月までの分)については、当面、一時保管を継続し、適時、適切な処分について検討を進める。
- 5 第3保管場所について、必要最小限度の整備を進める。(平成24年度中に整備)
- 6 下水汚泥焼却灰の再利用については、放射能濃度の推移を注視し、再開時期を判断する。

- ◆ 当面の対策及びその概算事業費について

- ・平成25年度以降の一時保管場所を確保するため、新たに第3保管場所の整備
 →約1億円
- ・ごみ焼却灰(ばいじん)のゼオライト処理に必要なごみ焼却施設等の設備改修
 →約7.3億円

- ◆ 今後の主なスケジュール

- ・本会議終了後、速やかに公表及び説明
- ・下水汚泥焼却灰の安全性に係る実証試験の継続及びその評価(～12月)